



茨城県報

第505号

令和6年(2024年)4月30日

火曜日

目次

告 示	ページ
●包括外部監査契約の締結(総務課).....	1
●指定納付受託者の指定(6件)(税務課).....	2
●寄附金の収納事務の委託(税務課).....	4
●道路の占用を制限する区域の変更(道路維持課).....	5
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課).....	5
●土地区画整理組合の定款の変更の認可(3件)(都市整備課).....	6
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計管理課).....	7
(選挙管理委員会)	
●選挙管理委員会第5回定例会の招集.....	7
公 告	
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	7
(労働委員会)	
●あっせん員候補者の公示.....	8
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示.....	9

告 示

茨城県告示第510号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和6年4月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和6年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
包括外部監査契約で定める基本費用の額並びに当該契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名	委嘱年月日	現職	前歴
松山和規	令和5年4月20日	茨城県労働委員会事務局長	茨城県土木部次長
海老根洋司	令和6年4月18日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	茨城県県民生活環境部資源循環推進課副参事
根本克彦	令和5年4月20日	茨城県労働委員会事務局審査課長	茨城県労働委員会事務局審査課係長

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第1号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和6年4月30日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱芳明

(操業の承認)

- 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
- 委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

- 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

(制限又は条件)

- この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

- 操業の禁止区域
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- 電気設備
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
- 承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合

に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和 7 年 6 月 30 日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

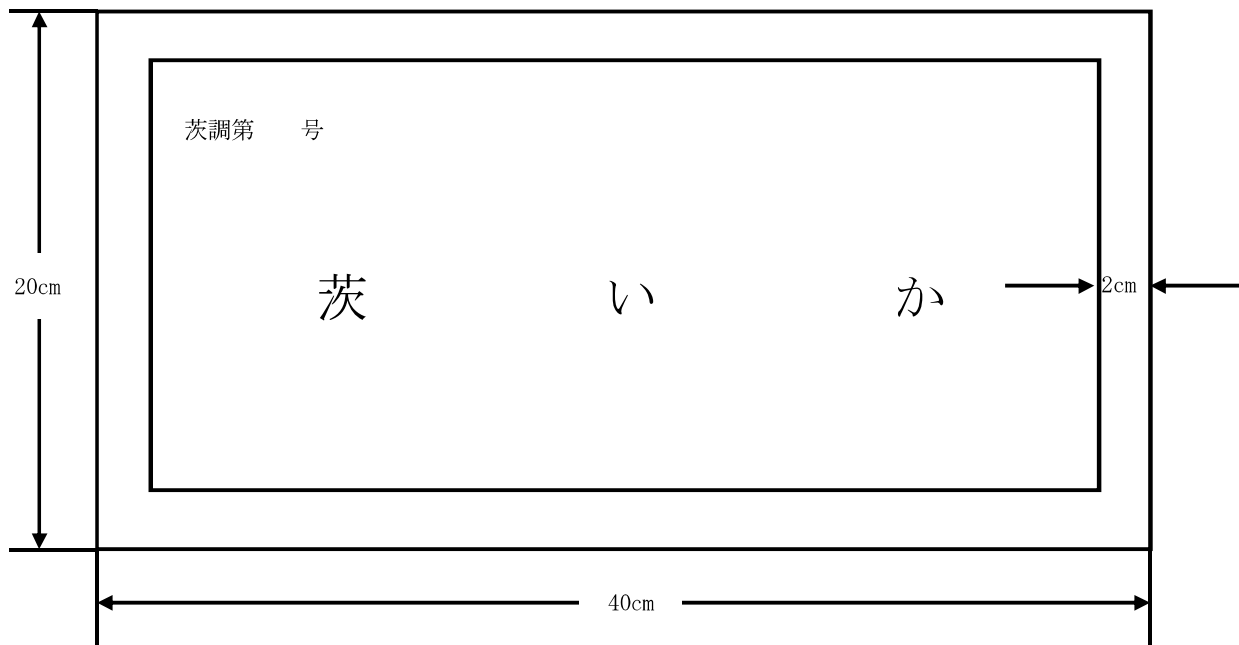
(指示の有効期間)

7 この指示の有効期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和 6 年 4 月 30 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3)前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和 6 年 8 月 31 日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第 5 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ⑩

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第 3 号

茨調第 号

い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証

住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	
制 限 又 は 条 件	1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令 和 年 月 日	
	茨城海区漁業調整委員会 会 長 高 濱 芳 明

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号)の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失(き損)の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名	総トン数	登録番号	操業期間	月 日から 月 日まで
----	------	------	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 数 日	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額 千円	備 考
			い か kg	そ の 他 kg	計 kg		

注 1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注 2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)